

特定事由の行為主体と類型について

I	特定事由の行為主体について	1
II	特定事由の行為類型について	3
III	特定事由の行為主体と行為類型別の具体例	4

I 特定事由の行為主体について

- 特定事由の行為主体については、国民年金制度の事務処理を担当する機関等を全てカバーすることが適当と考えられる。

① 厚生労働省 日本年金機構	年金局 機構本部、ブロック本部、年金事務所、事務センター 街角の年金相談センター（※1）
①' 旧厚生省 旧社会保険庁	年金局 社会保険庁本庁、社会保険業務センター、社会保険事務局（事務センター） 都道府県国民年金課、年金相談センター、社会保険事務所
② 市町村	国民年金担当課、納付組織（平成14年3月まで）（※2）
③ 委託業者等	市場化テスト事業者、コールセンター（ねんきんダイヤル等） 内部事務委託業者（※3） 学生納付特例事務法人（教育施設）、国民年金事務組合（※4）、 保険料納付確認団体（※5）、国民年金基金（※6）
④ 収納機関等	歳入代理店、納付受託機関、コンビニエンスストア等、クレジットカード会社

（※）の説明は次ページ

- ファイナンシャルプランナー、弁護士、社会保険労務士などは、業として年金相談等を行う可能性があるが、国民年金制度の事務処理を担当しているものではないため、行為主体に含めない。

(※1) 街角の年金相談センター

日本年金機構が全国社会保険労務士会連合会に運営委託して年金相談を実施している。
(以前は社会保険事務局年金相談センターとして社会保険庁職員で運営されていたもの。)

(※2) 納付組織

被保険者を個別訪問して保険料を集金し、まとめて行政機関に納付する地域コミュニティを活用した団体。

(※3) 内部委託業者

事務センター等において、入力処理業務、納付書の作成発送業務等を民間業者に委託して行っている。

(※4) 国民年金事務組合

同種同業者の団体が厚生労働大臣の認可を受け、被保険者の委託を受けて各種届出をできる仕組み。
例) 個人タクシー事務組合

(※5) 保険料納付確認団体

同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、団体を通して、会員である被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組み。
例) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会、社会保険労務士会

(※6) 国民年金基金

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第1号被保険者の方々の多様化するニーズに応え、より豊かな老後を過ごすことができるよう、国民年金(老齢基礎年金)に上乘せした年金を受け取るための公的な年金制度。

申出をすれば、国民年金基金に国民年金本体の保険料の納付を委託(口座振替のみ)することができる。

Ⅱ 特定事由の行為類型について

○ 特定事由の行為類型については以下のように整理できるのではないか。

① 処理誤り — 作為	誤った処理が行われた。 例) 届出書の内容と異なる入力処理を行った
② 処理漏れ(遅延) — 不作為	届出書等の処理を行っていない。 例) 届出を受理した職員がその処理をせずに放置していた
③ 説明誤り — 作為	誤った説明を行った。 例) 職員の勘違いにより誤った説明を行った ※ ご本人に瑕疵があったため、結果として事実と異なる説明となった場合は含めない 例) 年金相談時、ご本人の申立に基づいて婚姻期間を確認し、妻の年金受給権が発生することを説明したが、その後、戸籍謄本を確認したところ、婚姻した年が誤っていたため、年金受給権は発生していなかった
④ 説明漏れ — 不作為	本来説明すべき事項について必要な説明を行わなかった。 例) 年金受給の相談に訪れた人に対して、任意加入の案内をせず、脱退手当金の説明しか行わなかった ※ 一般的には不親切と言われるものは説明漏れに含めない。 例) 脱退手当金について問われたため、脱退手当金の説明をしたが、任意加入についての説明は行わなかった

○ 犯罪行為について

犯罪行為が関与する場合として、特定事由の行為主体が犯罪行為を行った場合や第三者の犯罪行為によって特定事由が生じた場合が考えられるが、いずれの場合も上記類型に含まれる。

Ⅲ 行為主体者と行為類型別の具体例

内容	行為者	日本年金機構	市区町村	委託事業者（市場化業者・コールセンター等）	収納機関等（金融機関、納付受託機関等）
処理誤り 処理が正しく行われなかったため、納付または免除の機会を逸した。		資格取得日を誤って入力したことにより正しい納付書が作成されず、期限までに保険料を納付することができなかった。	資格取得届の受付後、年金事務所への報告書に誤った住所を記載したため、正しい納付書が作成されず、期限までに納付することができなかった。	コールセンターから年金事務所への納付書の再作成依頼を誤ったことにより、納付書が作成されず、期限までに保険料を納付することができなかった。	誤って口座振替契約を解除したことにより、期限までに付加保険料を納付することができなかった。
処理漏れ(遅延) 処理を怠ったため、納付または免除の機会を逸した。		納付書の再作成依頼があったが、処理を怠ったため納付書が作成されず、期限までに保険料を納付することができなかった。	付加保険料納付申出書を受付したが、年金事務所へ回付しなかったため、納付書が作成されず、期限までに付加保険料を納付することができなかった。	コールセンターから年金事務所への納付書の再作成依頼を怠ったことにより、納付書が作成されず、期限までに保険料を納付することができなかった。	口座振替依頼書を受付したが、設定を行わなかったため、口座振替が実施されず、期限までに付加保険料を納付することができなかった。
説明誤り 説明を誤ったため、納付または免除の機会を逸した。		後納保険料について電話で相談を受けた際、誤った期限の説明を行ったため、後納保険料を期限までに納付することができなかった。	付加保険料について相談を受けた際、誤った期限の説明を行ったため、付加保険料を納付することができなかった。	コールセンターで付加保険料について相談を受けた際、誤った期限の説明を行ったため、付加保険料を納付することができなかった。	
説明漏れ 必要な説明を行わなかったため、納付または免除の機会を逸した。		後納保険料について相談を受けた際、制度の説明を行ったが、期限の説明を行わなかったため、後納保険料を期限までに納付することができなかった。	付加保険料について相談を受けた際、制度の説明を行ったが、期限の説明を行わなかったため、付加保険料を納付することができなかった。	付加保険料について相談を受けた際に、制度の説明を行ったが、期限の説明を行わなかったため、付加保険料を納付することができなかった。	

(注) 上記具体例は、実際にあった事例を参考にするなどしながら作成しているが、必ずしも特定事由に該当するものではない。